

和歌山県青少年問題協議会規程

(昭和29年2月1日)

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県青少年問題協議会条例（昭和28年和歌山県条例第36号）第8条の規定に基づき、和歌山県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(幹事)

第2条 協議会に幹事30人以内を置く。

2 幹事は、別表に定める関係機関の職員、その他、会長が特に必要と認め、指名した者をもって充てる。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐し、担当事務を整理する。

(議長及び議事方法)

第3条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長、副会長ともに事故がある場合は、会長があらかじめ指名する委員が、会議の議長となる。

(雑則)

第4条 この規程に定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、昭和29年2月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月8日から施行する。

この規程は、令和3年6月2日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

役 職 名	
和歌山家庭裁判所主任家庭裁判所調査官 和歌山地方検察庁統括捜査官 和歌山保護観察所少年処遇管理官 和歌山労働局雇用環境・均等室長 和歌山県市長会事務局長 和歌山県町村会事務局長	
知事室	広報課長
総務部	総務課長
危機管理部	危機管理消防課長
企画部	企画課長
地域振興部	地域振興課長
環境生活部	脱炭素政策課長
福祉保健部	社会福祉課長
商工労働部	商工企画課長
共生社会推進部	人権政策課長
教育委員会	総務課長
県警察本部	生活安全部少年課長
共生社会推進部	こども未来課長